

平成30年8月3日

平成30年広島県議会8月臨時会議案

広島県

平成30年広島県議会8月臨時会議案目次

臨県第1号	平成30年度広島県一般会計補正予算(第2号)	1
臨県第2号	平成30年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算(第2号)	11
臨県第3号	平成30年度広島県流域下水道事業費特別会計補正予算(第1号)	15
臨県第4号	平成30年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算(第2号)	19
臨県第5号	平成30年度広島県病院事業会計補正予算(第1号)	23
臨県第6号	平成30年度広島県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	25
臨県第7号	平成30年度広島県土地造成事業会計補正予算(第1号)	27
臨県第8号	平成30年度広島県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)	29

臨県第1号議案

平成30年度広島県一般会計補正予算（第2号）

平成30年度広島県一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128,234,970千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,082,642,545千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年8月3日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正					(単位：千円)
歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
7	分担金及び負担金		5,307,245	76,000	5,383,245
		2 負担金	4,811,957	76,000	4,887,957
9	国庫支出金		91,496,874	80,457,700	171,954,574
		1 国庫負担金	53,624,205	79,941,046	133,565,251
		2 国庫補助金	35,481,787	516,654	35,998,441
12	繰入金		32,369,252	15,601,404	47,970,656
		2 基金繰入金	31,976,929	15,601,404	47,578,333
15	県債		118,342,900	32,099,866	150,442,766
		1 県債	118,342,900	32,099,866	150,442,766
歳入	合計		954,407,575	128,234,970	1,082,642,545

歳 出		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
3 民生費		122,992,268	17,131,293	140,123,561	
	1 社会福祉費	93,419,489	1,337,970	94,757,459	
	2 児童福祉費	29,029,340	511,683	29,541,023	
	4 災害救助費	142,878	15,281,640	15,424,518	
4 衛生費		80,177,204	490,354	80,667,558	
	1 公衆衛生費	60,601,699	251,480	60,853,179	
	3 環境保全費	3,789,521	238,874	4,028,395	
6 農林水産業費		26,076,276	7,968,108	34,044,384	
	1 農業費	6,935,335	305,660	7,240,995	
	3 水産業費	2,365,913	87,448	2,453,361	
	5 林業費	8,802,262	7,575,000	16,377,262	
		76,173,307	19,581,520	95,754,827	
8 土木費		34,256,938	3,520,000	37,776,938	
	2 道路橋梁費	18,902,886	14,490,000	33,392,886	
	3 河川海岸費	8,577,145	1,301,000	9,878,145	
	4 港湾費	7,868,613	85,800	7,954,413	
	5 都市計画費	34,432	184,720	219,152	
	6 住宅費	197,200,047	212,117	197,412,164	
10 教育費					

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 高等学校費	53,549,168	150,875	53,700,043
	5 特別支援学校費	16,939,853	35,396	16,975,249
	7 社会教育費	1,252,774	25,846	1,278,620
11 災害復旧費		6,352,144	82,851,578	89,203,722
	1 農林水産施設災害復旧費	2,634,854	19,810,001	22,444,855
	2 土木施設災害復旧費	3,677,290	61,913,000	65,590,290
	3 公共施設災害復旧費	20,000	617,577	637,577
	4 教育施設災害復旧費	20,000	511,000	531,000
歳出	合計	954,407,575	128,234,970	1,082,642,545

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 河川海岸費		3,240,000
		緊急砂防費	3,240,000
		緊急急傾斜地崩壊対策事業費	240,000
合	計		3,240,000

第3表 債務負担行為補正
(追加及び変更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	補 期 間	限 度 額	補 期 間	限 度 額
平成30年7月豪雨に伴う災害による被災世帯に対する生活福祉資金の貸付に関する利子補給	—	—	平成31年度から平成38年度まで	生活福祉資金の貸付に対し年0.75パーセントで行う利子補給 利子補給限度額 3,122
	—	—	平成34年度から平成40年度まで	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付に対し年1.5パーセントで行う利子補給 利子補給限度額 22,967
農業近代化資金の融資に対する利子補給	平成31年度から平成45年度まで	23,710	平成31年度から平成47年度まで	111,064
	平成31年度から平成40年度まで	5,578	平成31年度から平成40年度まで	37,271
農業振興資金の融資に対する利子補給	平成31年度から平成51年度まで	129,404	平成31年度から平成51年度まで	154,669
	平成31年度から平成41年度まで	4,361	平成31年度から平成41年度まで	6,948
土木施設災害復旧事業	—	—	平成31年度	2,000,000

第4表 地方債補正

(追加及び変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業	17,182,900	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	24,468,600	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
補助災害復旧事業	1,888,400	同	同上	同	23,854,300	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	同上	同
単独災害復旧事業	125,000	同	同上	同	996,400	同	同上	同
社会福祉施設整備事業	183,200	同	同上	同	804,200	同	同上	同
保健衛生施設整備事業	—	—	—	—	75,500	同	同上	同
文化施設等整備事業	—	—	—	—	4,300	同	同上	同
防災対策事業	6,012,200	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	7,039,600	同	同上	同
災害援護資金貸付事業	400	同	0	同	249,066	同	0	同
合計	118,342,900				150,442,766			

臨県第2号議案

平成30年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第2号）

平成30年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,853,893千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年8月3日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1	港湾特別整備事業収入		15,353,893	500,000	15,853,893
		6 諸収入	70,504	500,000	570,504
歳入	合計		15,353,893	500,000	15,853,893

歳 出		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 港湾特別整備事業費		15,353,893	500,000	15,853,893	
	2 広島港費	3,045,343	400,000	3,445,343	
	4 尾道系崎港費	58,988	100,000	158,988	
歳 出 合 計		15,353,893	500,000	15,853,893	

臨県第3号議案

平成30年度広島県流域下水道事業費特別会計補正予算（第1号）

平成30年度広島県流域下水道事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ667,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,205,289千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年8月3日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計	
1	流域下水道事業収入		8,537,789	667,500	9,205,289	
		1	分担金及び負担金	158,300	4,684,522	
		2	国庫支出金	1,267,500	333,500	1,601,000
		4	繰入金	2,042,910	75,000	2,117,910
		7	県債	683,900	100,700	784,600
歳入	合計		8,537,789	667,500	9,205,289	

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		6,479,516	667,500	7,147,016
	2 流域下水道建設事業費	2,397,100	667,500	3,064,600
歳 出	合 計	8,537,789	667,500	9,205,289

第2表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法 利率 償還の方法	限度額	起債の方法 利率 償還の方法
流域下水道建設事業	683,900	証書借入及び証 券発行 8.5 以内 借入先の融資条 件の定めるところ による。	784,600	証書借入及び証 券発行 8.5 以内 借入先の融資条 件の定めるところ による。
合 計	683,900		784,600	

臨県第4号議案

平成30年度広島県営住宅事業費特別会計補正予算（第2号）

平成30年度広島県営住宅事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198,320千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,989,330千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
- （地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年8月3日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 県営住宅事業収入		4,791,010	198,320	4,989,330	
	3 国庫支出金	512,705	6,500	519,205	
	5 繰入金	290,447	184,720	475,167	
	8 県債	669,200	7,100	676,300	
歳 入	合 計	4,791,010	198,320	4,989,330	

歳 出		(単位：千円)			
歳 出 款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 県営住宅事業費		3,661,821	198,320	3,860,141	
	1 県営住宅事業費	3,661,821	198,320	3,860,141	
歳 出 合 計		4,791,010	198,320	4,989,330	

第2表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率
住宅建設事業	669,200	証券借入及び証券発行	8.5以内	676,300	証券借入及び証券発行	8.5以内
合計	669,200			676,300		

償還の方法
借入先の融資条件の定めるところによる。

償還の方法
借入先の融資条件の定めるところによる。

臨県第5号議案

平成30年度広島県病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度広島県病院事業会計補正予算（第1号）は、次条以下に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 平成30年度広島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入			
第1款 病 院 事 業 収 益	26,367,058 千円	44,250 千円	26,411,308 千円
第2項 医 業 外 収 益	2,177,922 千円	44,250 千円	2,222,172 千円
支 出			
第1款 病 院 事 業 費 用	26,958,937 千円	88,499 千円	27,047,436 千円
第1項 医 業 費 用	25,346,668 千円	88,499 千円	25,435,167 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,695,931千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 848千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,695,083千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	1,734,860 千円	13,450 千円	1,748,310 千円
第1項 企 業 債	876,000 千円	6,700 千円	882,700 千円
第5項 補 助 金	0 千円	6,750 千円	6,750 千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	3,430,604 千円	13,637 千円	3,444,241 千円
第1項 建 設 改 良 費	902,636 千円	13,637 千円	916,273 千円

（企業債の補正）

第4条 予算第5条列記中限度額「876,000千円」を「882,700千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第8条本文中「865,167千円」を「916,167千円」に改める。

平成30年8月3日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

臨県第6号議案

平成30年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成30年度広島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業	（補正前）	（補正）	（計）
沼田川工業用水道事業	285,093千円	681,000千円	966,093千円
太田川東部工業用水道第2期拡張事業	2,598千円	300千円	2,898千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入	（補正前の額）	（補正額）	（計）
第1款 工業用水道事業収益	2,813,465千円	436,664千円	3,250,129千円
第1項 営業収益	2,691,952千円	316,604千円	3,008,556千円
第2項 営業外収益	121,513千円	120,060千円	241,573千円
支出			
第1款 工業用水道事業費用	2,770,332千円	715,567千円	3,485,899千円
第1項 営業費用	2,568,757千円	715,567千円	3,284,324千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 692,748千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 45,579千円、過年度分損益勘定留保資金 312,351千円及び当年度分損益勘定留保資金 334,818千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
-------	---------	-------	-----

収入					
第1款 資本的収入	456,852千円	681,233千円	1,138,085千円		
第1項 企業債	174,800千円	121,700千円	296,500千円		
第3項 受託金	184,351千円	408,600千円	592,951千円		
第5項 補助金	0千円	150,933千円	150,933千円		
支出					
第1款 資本的支出	1,149,533千円	681,300千円	1,830,833千円		
第1項 建設改良費	624,703千円	681,300千円	1,306,003千円		

(企業債の補正)

第5条 予算第5条列記中限度額「174,800千円」を「296,500千円」に改める。

平成30年8月3日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

臨県第7号議案

平成30年度広島県土地造成事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度広島県土地造成事業会計補正予算（第1号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成30年度広島県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
（2）土 地 造 成 事 業			
土 地 造 成 事 業 費	823,615 千円	453,374 千円	1,276,989 千円
本 郷 地 区 土 地 造 成	729,387 千円	453,374 千円	1,182,761 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 104,488千円は、過年度分損益勘定留保資金 104,488千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	7,289,617 千円	453,300 千円	7,742,917 千円
第1項 企 業 債	7,130,200 千円	453,300 千円	7,583,500 千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	7,394,031 千円	453,374 千円	7,847,405 千円
第1項 土 地 造 成 費	823,615 千円	453,374 千円	1,276,989 千円

（企業債の補正）

第4条 予算第6条列記中限度額「7,130,200千円」を「7,583,500千円」に改める。

平成30年8月3日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

臨県第8号議案

平成30年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成30年度広島県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
沼田川水道用水供給施設建設事業	457,628千円	453,600千円	911,228千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入			
第1款 水道用水供給事業収益	11,312,143千円	223,180千円	11,535,323千円
第1項 営業収益	10,213,790千円	5,047千円	10,218,837千円
第2項 営業外収益	1,098,353千円	218,133千円	1,316,486千円
支 出			
第1款 水道用水供給事業費用	9,496,368千円	447,313千円	9,943,681千円
第1項 営業費用	8,705,238千円	447,313千円	9,152,551千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,347,802千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額365,752千円、建設改良積立金792,455千円、過年度分損益勘定留保資金1,341,779千円及び当年度分損益勘定留保資金2,847,816千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入			

第1款 資 本 的 收 入	2,620,326 千円	453,600 千円	3,073,926 千円
第2項 補 助 金	1,324,446 千円	226,400 千円	1,550,846 千円
第6項 企 業 債	0 千円	227,200 千円	227,200 千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	7,968,128 千円	453,600 千円	8,421,728 千円
第1項 建 設 改 良 費	5,823,311 千円	453,600 千円	6,276,911 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第8条の次に次の1条を加える。

(企業債)

第9条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良等資金に充てるため。

限度額 227,200千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は平成30年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

平成30年8月3日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦